

「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書（案）」修正案

該当頁	修正案	修正前
15頁 脚注	<p>第1章 3 FMCの概念 3-3 番号を検討する上でのサービスの概念 (略)</p> <p>「ワンナンバーのサービスで、網形態や通話料金、品質などは番号からは識別できないサービス」と定義することが適当である。ただし、品質については、電話として最低限の通話品質は確保していることが必要である³。</p> <p>(略)</p> <p>【脚注を追加】</p> <p>³050番号のIP電話については、最低限の通話品質として、ITU-T勧告G.107に規定されているR値について50超、ITU-T勧告G.114に規定されている遅延について400ms未満を95%以上の確率で満たすことが基準として定められている。</p> <p>⁴その番号を用いて音声サービスのみではなく、データ通信等も当然可能。</p>	<p>第1章 3 FMCの概念 3-3 番号を検討する上でのサービスの概念 (略)</p> <p>「ワンナンバーのサービスで、網形態や通話料金、品質などは番号からは識別できないサービス」と定義することが適当である。ただし、品質については、電話として最低限の通話品質は確保していることが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>³その番号を用いて音声サービスのみではなく、データ通信等も当然可能。</p>
65頁 脚注	<p>第4章 3 検討 3-2 インターネット電話への転送に係る発信者の保護方策 (略)</p> <p>ただし、使用頻度の高い利用者が毎回同様のガイダンスを聞くこと等がサービス提供の妨げになる場合には、(2度目以降は)途中でガイダンスのキャンセルを可能とする方法や、ガイダンスをできる限り短くする方法など、利用者が煩わしく感じないような運用上の工夫も考えられる¹。</p> <p>(略)</p> <p>【脚注を追加】</p> <p>¹ガイダンスの内容については、国際的に理解できるものとするよう、必要に応じ、提供事業者において配慮することが適当である。</p>	<p>第4章 3 検討 3-2 インターネット電話への転送に係る発信者の保護方策 (略)</p> <p>ただし、使用頻度の高い利用者が毎回同様のガイダンスを聞くこと等がサービス提供の妨げになる場合には、(2度目以降は)途中でガイダンスのキャンセルを可能とする方法や、ガイダンスをできる限り短くする方法など、利用者が煩わしく感じないような運用上の工夫も考えられる。</p> <p>(略)</p>
おわりに(16行目)	<p>(略)</p> <p>このため、今後は、電気通信番号政策について検討する常設の場を新たに設け、<u>関係事業者をはじめ、広く意見を聴取し、適切に検討することが考えられる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>このため、今後は、電気通信番号政策について検討する常設の場を新たに設け、<u>適切に検討することが考えられる。</u></p> <p>(略)</p>